手術なし性別変更認めず

家裁津山支部「特例法 不合理でない」

性同一性障害（GID※）で男性として生きる新庄村の臼井崇来人（たかと）さん（43）が、戸籍上の性別を女性から変更するよう求めた審判で7日、家裁津山支部が申し立てを却下したことがわかった。決定は6日付。臼井さんは性別適合手術を受けておらず、同手術を性別変更の要件とした性同一性障害者性別特例法㊟は違憲と主張したが、認められなかった。臼井さんは広島高裁岡山支部に即時抗告した。

臼井さん「自分の存在否定された」



却下の決定を受け、「現状が変わるまで声を上げ続ける」と話す臼井さん（中央、津山市役所で）

臼井さんは2013年にGIDと診断された。16年3月には、交際相手の山本幸さん（39）との婚姻届を岡山市北区役所に提出したが、同性であるため受理されず、同年12月、同支部に性別変更を申し立てた。審判では「生殖腺の除去手術に恐怖を覚える」などとして、同法が幸福追求権などを定めた憲法13条に違反すると主張した。

柴田憲史裁判官は、憲法制定時に想定されていなかった性別変更の要件は「立法府の裁量に属する」とした上で、「諸外国を含め、性別変更には様々な考え方がある。特例法の規定が憲法に違反するほど不合理とは言えない」とした。

臼井さんは7日、同支部で審判書を受理し、山本さんと津山市役所で記者会見。「自分の存在を否定されているような気がした。社会や司法の考え方が変わるまで、声を上げ続けたい」と話し、今後も法廷で訴えていく。

㊟性同一性障害者性別特例法　GIDの人が、家裁の審判で戸籍上の性別を変更できるようにする特例法。性別適合手術を受けている▽未婚で未成年の子供がいない▽成人である――などを要件としている。2004年7月施行。

費用や恐怖 要件議論を

「マイノリティーの中のマイノリティー」。臼井さんは記者会見で、自らをこう表現した。特例法が要件として定める性別適合手術を受けずに性別変更を求めるケースは、ごく少数派という意味だ。

GIDの当事者らでつくる団体「gid.jp日本性同一性障害と共に生きる人々の会」の調査によると、2004年の特例法施行後、性別変更が認められた人数は年々増加。05年は229人だったが、15年には855人となり、同年末で計6021人に上る。認定率は約97％。同会は「治療可能な医療機関の増加や社会の理解が進んだことで、ハードルは下がってきている」と分析する。

ただ、数字に現れない苦悩があるのも現実だ。岡山大の中塚教授は「高額な費用や恐怖感から手術を敬遠する人も多い」と指摘。臼井さんは「同じ悩みを持っていても声を上げられない人がいる。目を向けてもらうきっかけになれば」と、申し立てへの思いを語る。

特例法施行から10年以上が経った。性的少数者への理解を深めようという機会は増えている。法律の趣旨や要件と、改めて向き合う時だろう。

（藤井竜太郎）